

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01363

研究課題名（和文）民法から見た平成期日本の社会変動 法規範生成論と比較法社会論の観点からの考察

研究課題名（英文）Social Changes in Japan in the Heisei Era Seen from the Perspective of Civil Law: A Study from the Perspectives of Legal Norm Generation and Comparative Law and Society

研究代表者

大村 敦志（OMURA, ATSUSHI）

学習院大学・法務研究科・教授

研究者番号：30152250

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、民法（民法学を含む）の変化を指標として平成期日本（1989-2018）の社会変動を総括する試みである。  
平成期日本（1989-2019）に関する全般的な文献、政治、外交、社会、経済、文化に関する一般的な文献を収集し、これら进行分析することを通じて、この時期の社会変動と法的課題との大まかな対応関係を明らかにした上で、個別具体的な社会変化と民法関連の立法・判例の動向（立法に関しては、担保法改正・債務法改正のほか断続的に行われてきた家族法改正など）について検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成期日本社会を特徴づける長期要因、短期要因をそれぞれ抽出し、この期間中に発生した特徴的な法現象を取り出した上でそれらを分類整理するとともに、上記の両要素によって説明するための枠組を暫定的に構築することができた。これによって、今後、個別の法現象の分析を進める上での前提を整えることができた。  
このような作業は、法学さらにはそれ以外の領域において、平成期日本社会を研究・分析する上で、一つの手がかりを提供するものとなる。

研究成果の概要（英文）：This research is an attempt to summarize social changes in Japan during the Heisei period (1989-2018) using changes in civil law (including civil law studies) as indicators. By collecting and analyzing general literature on Japan during the Heisei period (1989-2019) and general literature on politics, diplomacy, society, economy, and culture, we explored the relationship between social changes and legal issues during this period. After clarifying the rough correspondence, we discussed individual and specific social changes and trends in legislation and judicial precedents related to civil law (with regard to legislation, revisions to the Collateral Law and the Obligation Law, as well as intermittent amendments to the Family Law). etc.).

研究分野：民事法学

キーワード：民法 平成期日本 社会変動 立法 判例

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、平成期の末期に計画された。その時点では、平成期の社会変動と民法・民法学の対応を総括する研究は存在しなかった(今日においても未だ存在しない)。しかしながら、「平成期日本」はそれ以前の「昭和戦後期日本」とは異なる特徴を持っており、前の時期と区別して、独立した時代として検討する必要があると考えた。

もっとも当時においては、平成期の終期を特徴づける現象は何であるかについて明確な見通しを持つには至っていなかったが、パンデミックとウクライナ戦争を経た今日では、平成期の独立性はより際立ったものとなっている。

## 2. 研究の目的

本研究は、民法・民法学の変化を指標として平成期日本(1989-2018)の社会変動を総括する試みである。その際には、社会と法とは連動して生成するという観点に立脚しつつ、同時代のいくつかの国々との比較対照を行うという観点を加味する。本研究においては民法をマクロの観点から検討する方法の有効性を示すこと、その結果として民法の観点から見た現代日本の社会像を示すことの双方を目標とする。

近年では、民法教育(およびその前提となる研究)は民法の裁判規範としての側面に重心を移しつつあるが、本研究では、民法の行為規範としての側面に改めて着目し、社会の変動の規範的な表象として民法の変化を位置づけることを通じて、平成期日本の社会と民法の変動につき、法学的な理解(全体像)を提示することを試みる。その際に、日本特殊論に陥らないように、同時代のいくつかの国々の動向を必要に応じて参照する。

## 3. 研究の方法

第一に、平成期日本(1989-2019)に関する全般的な文献、政治、外交、社会、経済、文化に関する一般的な文献を収集し、これらを分析することを通じて、この時期の法的課題との大まかな対応関係を明らかにする。あわせて、フランスの文献を調査し、対応する時期(1988年のミッテラン政権第2期開始から2017年のオランド政権終了まで)につき、社会の変化と民法関連の立法・判例の動向(立法に関しては、担保法改正・債務法改正のほか断続的に行われてきた家族法改正など)について、検討する。

第二に、平成期日本に生じた重要問題(たとえば、バブル崩壊、55年体制の終焉、阪神淡路大震災・東日本大震災などの出来事や少子高齢化の長期的傾向)に関する文献を収集し、これらとの関係でこの時期の民法関連の立法・判例の動向(立法に関しては、成年後見・担保制度・保証・法人制度・親権濫用・成年年齢のほか債権法改正・相続法改正などの民法改正、および借地借家法、製造物責任法、債権譲渡特例法、特定営利活動促進法、消費者契約法、児童虐待防止法、DV防止法、区分所有法、性同一性障害者特例法、信託法などの関連特別法の制定・改正など)について位置づけを行う。

第三に、韓国・台湾につき、対応する時期(韓国では1987年の民主化以降2017年の文在寅政権の誕生まで、台湾では1987年の戒厳令解除以降2016年の蔡英文政権の誕生まで)の社会変動と法的対応(立法については、民法の財産法部分の改正と家族法部分の改正を中心とする)につき、文献を調査する。

以上の調査・検討の結果をふまえて、平成期日本の社会変動を総括するための枠組みを構築し、その枠組みの中に民法関連の立法・判例の動向(さらには研究・教育の動向)を位置づけることを試みる。

この試みを一応の完成形に至らせる以前に、何度か暫定的な構想をとりまとめることが必要になるが、それらについては、随時、日本国内・国外における講義・講演等を通じて発表し、内外の研究者や学生たちの意見・感想を聴取する。

## 4. 研究成果

本研究の成果は、一書にまとめて公表される予定であり、すでに原稿は出版社に渡してある。以下に、その「はしがき」と「略目次」を掲げる。

はしがき

民法は、個人と個人が人格面・財産面の双方につき相互の関係を自ら創り出し、社会を構成していく際の基盤として、市民が自らその生成に参画する基本法である。民法のあり方は、規律対象となる個人や社会のあり方を反映すると同時に、それらのあり方に直接・間接の影響を及ぼす。それゆえ、また、民法の変化を知ることによって、個人や社会の変化を知ることができるし、民法のあり方を考えることは、個人や社会のあり方を考えることにほかならない。二〇二〇年、民法の姿は大きく変わった（序章）。この変化をもたらした民法改正を含む、近年の民法の変化は、平成期日本の三〇年間の社会変化だけでなく、近代日本一五〇年の社会変化をも映し出している（第一章）。

本書はこの基本認識から出発して、前半では、重要な民法関連の裁判を検討することによって、平成期の、さらには近代の日本社会の特色を具体的に描く（第二章）。その上で、平成期日本の特色をひとまずまとめ（第三章）、それをふまえて後半では、相次ぐ民法改正に見られる平成日本の民事立法の特色を指摘しつつ、社会の変化に促され、あるいはそれを予め感知して、社会のあり方を調整するために民法を更新していく、という「法と社会」の相互関係を、具体的に示してみたい（第四章）。

「民法 droit civil」は、「市民社会 *société civile* の構成原理 *constitution*」であると言われる。このことはアジアにおいても基本的には変わらないが、「民 *civil*」「法 *droit*」のあり方には西欧近代とは異なる点もある。そこで最後に、私たちの経験をアジアの文脈の中に位置づけることによって（第五章）、また、全世界を覆ったコロナ禍を試金石にすることによって（おわりに）、平成期日本・近代日本における「民 *civil*」「法 *droit*」の独自性と普遍性を抽出することを試みたい。

なお、本書は副題が示すように、一〇年ほど前に刊行した『民法改正を考える』（岩波新書、二〇一一）の続編にあたる。前著が「平成民法」の登場以前に、そのあるべき姿について述べたものであったとすれば、本書は「平成民法」の現実の姿を描き出すものである。あるいは前著が基礎編であるとすれば、本書は発展編であると言ってもよい。あわせてご一読いただくと幸いである。

## 略目次

### はしがき

序章 引き延ばされた民法改正

第1章 本書の対象・方法・目的

1 本書の対象 平成日本の民法 2 本書の方法 複数の対比軸

3 本書の目的 日本の経験の言語化

第2章 判例に現れた平成日本

序 日本法的前提

1 法源と司法制度 2 日本における民事判例

第1 家族

1 親子 2 婚姻

第2 契約

1 賃貸借 2 役務提供

第3 財産（および団体）

1 共有 1 / 入会団体 2 共有 2 / 地域社会

第4 不法行為（および人）

1 過失 / 個人 2 損害賠償 / 人身

第3章 平成日本の社会変化

1 昭和から平成へ 2 三つの出来事 3 二つの長期的傾向

第4章 民法典の継続的改正

第1 民法改正的前提

1 日本の立法史 2 民法典の改正史

第2 民法改正の特徴

1 三番目の民法としての平成民法 2 平成民法の内容 3 民法改正の手續

第3 民法改正の帰結

1 受容の諸相 2 理念の深化へ？

第5章 東アジアとの比較で見た日本民法・民法学

1 東アジアにおける市民法・市民社会の成立 2 日本民法・民法学の光と影

3 民法（*minpo/minfa/minpop*）を持つ社会

おわりに ポスト・コロナの民法

参考文献

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 大村敦志
2. 発表標題 日本における債権法改正 改正への道程とその影響
3. 学会等名 大韓学術院国際シンポジウム「社会変動に対する私法の対応と課題」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大村敦志
2. 発表標題 現代日本の家族法改正 その他の民法改正との比較を中心に
3. 学会等名 中日民商法研究会（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 大村敦志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 369
3. 書名 広がる民法5 学説解読編	

1. 著者名 大村敦志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 308
3. 書名 民法読解 旧民法財産編 人権	

1. 著者名 大村敦志	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 332
3. 書名 性法・大学・民法学	

1. 著者名 大村敦志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 340
3. 書名 民法のかたちを描く	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------